

浜松市歩道橋ネーミングライツパートナー募集要項

1 目的

浜松市では、厳しい財政状況の中、民間資金を活用して道路施設の持続可能な維持管理を行うとともに、民間企業による地域活動、社会貢献の場を提供することを目的として、歩道橋に通称名（企業名、商品名等）を付けることが出来る権利（ネーミングライツ）を取得するパートナーを募集します。

2 事業概要

(1) ネーミングライツパートナー（以下「パートナー」という）の権利

- ・対象となる歩道橋の主桁部分に、企業名等の名称を表示することができます。
- ・パートナーであることを、パートナーが管理する媒体（ホームページ、出版物等）

で標示することができます。

(2) 対象歩道橋

別紙対象施設一覧のとおり

(3) ネーミングライツ料金

歩道橋 1 橋あたり年額 2 0 万円以上（消費税及び地方消費税は別途）

※契約期間に 1 年未満の端数がある場合は月割りにて計算するものとし、月の途中で契約期間が開始及び終了する場合の各期間はそれぞれひと月として取り扱います。

(4) 契約期間

3 年以上（契約期間満了にあたり、継続希望があれば優先交渉権を付与します）

(5) 条件等

・歩道橋に標示できるものは企業名、商品名（企業のロゴマークを含む）等を可としますが、キャッチフレーズ等の標示は不可とします。

・片側の標示可能面積は、既に歩道橋に表示されている「地点名（町名）標示」を除き標示可能箇所（歩道橋主桁部分）の 1 / 3 以内（最大 5 m²まで）とします。

※ただし、原則として歩道橋は現状有姿で、標示可能な範囲に名称を標示いただくこととなります。（既存の信号、案内標識等の移設等を行いません。）そのため、歩道橋の構造、形状等及び既存の信号、案内標識等の設置状況によっては、面積を確保できない場合があります。

・標示する文字（企業のロゴマークを含む）の配置や書体等については、歩道橋全体のバランスを損わないものとします。

・文字（ロゴマークを含む）の色は単色とし蛍光色、反射性のある色は使用できません。

・提案される名称（企業のロゴマークの形状、文字形態、文字色等を含む）は、交通の安全等を考慮して、市が別途設置する審査会（以下「審査会」という。）の意見に従い、変更されることがあることを承諾するものとします。

・地域住民や道路利用者の混乱を防止するため、原則として決定した名称は契約期間中に変更することはできません。

- ・広告掲載要綱第4条に定める内容の名称は除きます。

(6) 地域貢献の提案

・パートナーとして、当該歩道橋とその周辺の清掃美化活動など、地域貢献の場として活用する提案も合わせてお願いします。

・清掃美化活動などの提案内容によっては、浜松市道路・河川里親制度実施要綱による清掃用具の支援等が受けられることがあります。

(7) 費用負担

・歩道橋に名称を標示する費用及び契約終了後に名称を消去する費用等（名称部分の維持管理を含む）は、すべてパートナーの負担とします。なお、歩道橋への名称標示及び消去は、パートナーが道路法（昭和27年法律第180号）第24条の許可を受けて施工していただきます。

(8) 応募資格

法人・その他団体等を対象とし、次のいずれかに該当するものは除きます。

・地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定により一般競争入札の参加を制限されているもの

- ・浜松市から指名停止措置を受けているもの

- ・市税の滞納があるもの

- ・法人税、消費税（地方消費税を含む）の滞納があるもの

- ・暴力団排除条例に規定する暴力団、暴力団員等若しくは暴力団員等と密接な関係を有する者又はこれらの者のいずれかが役員等となっている法人（応募時の添付書類「誓約書」により所轄警察署への照会を行います。）

- ・政治的または宗教的目的を主たる目的とする法人その他の団体

- ・その他パートナーとなることが適当でないと市が認めるもの

3 応募方法

(1) 提出書類

- ・応募申込書（別紙様式1）

- ・法人概要（別紙様式2）

- ・法人役員等調書（別紙様式3）

- ・誓約書（別添様式4）

- ・登記事項証明書（商業登記簿謄本等）

- ・印鑑証明書

- ・市税の滞納の有無の確認同意書（道路保全課発行）

(2) 提出部数

1部 ※なお、提出された書類は返却しません。

(3) 受付期間

通年募集（市役所開庁日に随時受付）とします。応募希望の歩道橋が前日以前に応募されている場合、その歩道橋の募集を一時停止いたします。

(4) 提出先

- ・持参の場合

浜松市土木部道路保全課

(浜松市役所 本館 4階南)

※受付時間は、土曜日・日曜日及び祝祭日を除く午前8時30分から午後5時15分まで

- ・郵送の場合

〒430-8652 浜松市中区元城町103-2

浜松市土木部道路保全課

(5) 質問事項の受付等

提案にあたり質問がある場合は、次のとおり受付・回答します。

- ・受付方法

質問事項を記載した文書(様式は任意)を郵送、FAX又はメールで受け付けます。

- ・郵送の場合 (4)の提出書類郵送の場合と同じ

- ・FAXの場合 050-3737-0045

- ・メールの場合 dourohozen1@city.hamamatsu.shizuoka.jp

- ・回答方法

文書(郵送またはメール添付)にて回答するとともに、物件・立地等の個別・限定的な内容の質問を除き、参考事項として質問と回答を浜松市ホームページ内に掲載します。

(6) 提案にあたっての費用負担

提案にあたっての費用及び契約締結に係る費用は提案者の負担とします。

(7) 留意事項

- ・提案書の変更

軽微な修正を除き、提出された書類の内容を変更することはできません。

- ・提案書の扱い

提案書等は返却しません。また、情報公開請求があった場合には、浜松市情報公開条例に基づき提案書を公開することがあります。

- ・提案の辞退

提案書を提出後に辞退する場合は、辞退届(任意様式)を提出してください。

- ・虚偽の記載をした場合の取扱い

提案書の内容に虚偽の記載があったことが判明した場合は失格となります。

4 選定方法

・応募申込後審査会にて応募資格、提案内容の審査を行い、パートナーを14日以内に決定し通知するものとします。

・同日に2者以上から同一歩道橋へ応募があった場合においては、審査会において、応募価格、標示内容等をもとに審査を行い、パートナーを決定するものとします。

・審査後は速やかに全ての応募者に審査結果を通知するとともに、決定したパートナーを浜松市ホームページその他で公表します。

5 契約の締結方法

選定されたパートナー候補者と最終的な協議を経て、市とパートナーとの間で契約を締結します。

6 契約解除

契約期間中に、パートナーが本要項2（8）の規定により除かれる者に該当することが明らかになった場合や、社会的信用を損う行為等により市又は施設のイメージが損われた場合若しくは損われる恐れがある場合等、パートナーとすることが適当でないと認められる場合には、市は契約を取り消し又は解除することがあります。この場合、契約解除に伴う現状復旧に必要な費用は、パートナーの負担とします。また、納入済みのネーミングライツ料金については、契約解除日の翌月以降分を月割りにて計算し、滞りなく返還手続きを行うこととします。

7 料金の支払時期

ネーミングライツ料の支払いは、契約初年度分は契約締結後20日以内、翌年度以降は4月末日までに市が発行する納入通知書により、指定金融機関にてお支払いいただきます。

8 問い合わせ先

浜松市土木部道路保全課

住所 〒430-8652 浜松市中区元城町 103-2

電話 053-457-2425

FAX 053-457-2367-

メール dourohozen1@city.hamamatsu.shizuoka.jp